



美容相談、今なら無料!
カラダのお悩みを
写真に撮って送ってね!

悩み聞いてくれるんだって~
自画撮り画像送っても
大丈夫だよな!?



撮らない!
送らない!
要求しない!

自分の裸などを写した 自画撮りは 絶対に**ダメ!!**

こんな要求 **要注意!**

わたしの裸の画像を
送るから、○○ちゃんも
送ってよ~



裸の画像送らないと、
秘密ばらすよ~

お金払うから、
裸の画像送ってよ~

困ったときは裏面の相談窓口まで
一人で悩まずにご相談ください。

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」を
一部改正しました。 第35条の2

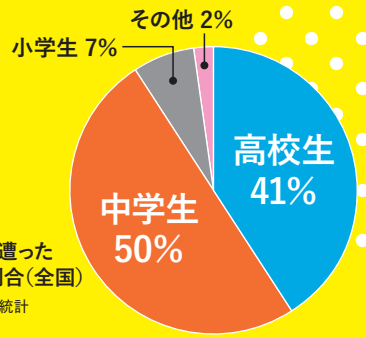
▼改正のポイント▼

1 青少年に児童ポルノ
(自分の裸の画像等)を
送るように求める行為が
禁止されます。

2 特に以下の方法で、提供を求めた者には、
30万円以下の罰金が科せられます。

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず提供を求めた者
- ② 青少年を威迫し、欺き又は困惑させる方法で提供を求めた者
- ③ 対償(お金や物など)を渡し、又はそれを約束するなどの方法により提供を求めた者

『自画撮り被害』が増加しています!

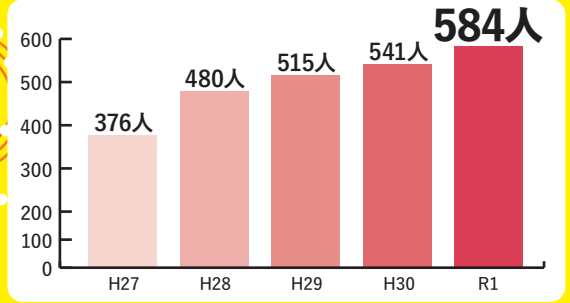


令和元年
自画撮り被害に遭った
児童の校種別割合(全国)
出典:令和2年警察庁統計

「自画撮り被害」とは、青少年が自分の裸の画像等を、脅されたり騙されたりして撮影し、メール等で送信させられる被害のことをいいます。全国の自画撮り被害の数は年々増加しており、茨城県でも発生しています。また、被害のほとんどは**中学生と高校生**です。



自画撮り被害に遭った児童の推移(全国)
出典:令和2年警察庁統計



このような要求は危険です! 相手が誰であってもきちんと**断りましょう!!**

<p>拒否しているのに</p> <p>1枚だけでいいから送って!お願い!!</p> <p>NO!</p> <p>1 しっつこい!!</p>	<p>脅されて</p> <p>裸の写真を送らないと、住所ばらすぞ!</p> <p>こわいよ~ どうしたら...</p> <p>2</p>	<p>だまされて</p> <p>わたしも裸の写真送るから送ってよ!</p> <p>大丈夫だね!?</p> <p>3</p>	<p>困らされて</p> <p>写真送ってくれないなら、別れるからな</p> <p>別れるなんていやだ...</p> <p>4</p>	<p>お金などを渡すと約束されて</p> <p>あのライブのチケット欲しいよね?</p> <p>裸の写真くれたらおこづかいあげる</p> <p>欲しいけどな~</p> <p>5</p>
---	---	--	--	---

一度流出してしまった画像の回収は難しく、将来にわたって苦しむ可能性があります!

《困ったときの相談窓口》

子どもの人権110

★平日 8:30~17:15

Tel.0120-007-110

右のQRコード(子どもの人権SOS)からメールでの相談も可能です。



子どもの人権SOS

茨城県警察少年相談コーナー

★平日 8:30~17:15 夜間・土日祝日は警察本部当直対応

少年サポートセンター

水戸

つくば

Tel.029-231-0900 Tel.029-847-0919

E-mail ▶ keishonen@pref.ibaraki.lg.jp



少年相談コーナー
(茨城県警察HP)

茨城県警察本部 女性専用相談電話

★夜間、休日問わず24時間受付

Tel.029-301-8107



女性専用相談電話
(茨城県警察HP)



このチラシに関するお問合せ

茨城県保健福祉部
子ども政策局青少年家庭課
Tel.029-301-2183